

安龍福と鳥取藩

池内 敏

はじめに

元禄竹島渡海禁令が発令された元禄九年（一六九六）一月二八日から、それが朝鮮政府中央に伝わるまでに一年ほどの空白があり、この期間中にあたる元禄九年五月から八月にかけて安龍福ら一人の朝鮮人が隠岐諸島を経由して鳥取藩領に現れた。これが安龍福事件（狭義）である。帰国した安龍福は、朝鮮政府から越境行為を罪に問われたのに対し、鬱陵島・于山島から日本人を放逐する過程で越境することとなったと弁明した（『肅宗実録』肅宗二十二年（元禄九〇一六九六）九月二五日条、後述）。一方、安龍福は元禄六年にも鳥取藩領に来た経験があつたから、このときを含めて広義の安龍福事件と把握することもできる。

「鬱陵島・于山島から日本人を放逐」したとする安龍福発言の信憑性については、これまで韓国と日本で正反対の評価がなされてきた。韓国では安龍福供述をそのまま史実と解する傾向が強く、また于山島を今日の竹島／独島と解するのが支配的な現代韓国にあつては、右の発言を行った安龍福を英雄扱いすることとなる。一方、日本では安龍福供述を虚言として扱う傾向が強い。安龍福の行動と密接に関わる日本側史料を比較検討すると、その供述に史実とは認めがたい点がいくつも指摘できるからである。このように日韓間で解釈が正反対に分か

れるなか、近年では、安龍福供述には史実と乖離した点のあることを認めた上で、そうした乖離は安龍福の誤解・錯覚に基づくのであり、供述それ自体には一定の史実が反映されていると解する内藤正中の主張「内藤正中二〇〇〇、〇五」も現れている。これをうけた韓国人研究者のなかには、安龍福供述をそのままに史実とみる通説的理解に一定の修正を施すものも現れてきた「金炳烈・内藤正中二〇〇六、内藤正中・金炳烈二〇〇七」ものの、大枠では「独島を護った英雄」としての安龍福像は変化しない。

本稿では、安龍福事件を実証的に洗い直すことを通じ、その歴史的評価を再検討したい。

一 元禄六年の事件

元禄六年（二六九三）二月一日に米子を出港した大谷・村川船は、しばし隠岐国に滞在ののち四月一七日に竹島（鬱陵島）に到つた。そうしたところ、島には既に漁労の跡があり、収穫された海草が干されてもいた。不審に思つて島の周囲を巡るうちに朝鮮人漁民と遭遇し、日本語の通じる者を含む二人の朝鮮人（安龍福と朴於屯）を船に乗せて連れ帰ることとした。それは、「昨年（元禄五年）竹島（鬱陵島）で朝鮮人漁民と競合した際に、二度と出漁しないように強く言ったにもかかわらず、彼らは今年も出漁してきた。この状態を放置しておい

たのでは今後この島での漁獲が得られなくなり大変困るので、(藩や幕府に)善処を求めるため【去年も此島に唐人居申二付、重而此島へ渡り獵いたし候義堅無用之段おとししかり段々申聞せ候処、亦当年唐人獵仕居候二付、加様ニ御座候へハ已後島之獵可仕様も無御座、別而迷惑ニ奉存、乍恐何とそ御断可申上ため²⁾】であつた。

右に引用した船頭黒兵衛・平兵衛の口述書には、安龍福らが竹島(鬱陵島)へ来島した経緯が説明されないが、同年四月二十八日付の安龍福口述書では以下のように説明される。

〔史料一〕³⁾

唐人式人之内通辞申方

(八ヶ条略)

一 (a) 竹嶋と申所、朝鮮にて聞及申候、(b) 此度参着申候三界之しやくわんより鮑取候様二と被仰付二而者無之候、銘々商売二鮑・和布取ニ参候旁竹嶋へ参候式人之者、私共へ参候様二と申聞候二付、竹嶋へ参、鮑・めのは取申候、朝鮮之内うるさんと申所ニ船賃指上申候、

一 (c) 竹嶋へ揚り様子見申候処ニ、日本之諸道具・鍋・釜何角有之候、朝鮮之道具ニ而無之日本之遺道具有之候間、私共参島ニて者有之間敷と存、去年参候式人之者共ニ様子相尋候へハ、式人之者共申候ハ、去年ハヶ様之道具無之由申候、然共私ハ日本之諸道具ニ而有之候間、風次第ニ朝鮮へ帰可申と風待仕居申候、其内ハ獵仕、鮑・めのは取居申候ニ、日本船参、私兩人乗せて召連参候、右之首尾ニて御座候、以上

元禄六年酉ノ卯月廿八日

右の安龍福供述で注目されるのは二点ある。一つは、竹島について

は朝鮮で既に聞き及んでいた、とする供述である(傍線(a))。その「聞き及んでいた」内容までは不明だが、実際に竹島に上陸してみると、そこかしこに日本の道具が目についたから、自分たち朝鮮人が行くよな島ではないと感じた、というのである(傍線(c))。二つめは、今回の渡海は「三界之しやくわん」から鮑を探るよう命じられて来たものではない、とする点である。「三界之しやくわん」は、具体的には不明なもの⁵⁾、安龍福らに対して「仰付」を下す主体である。渡海は何らかの公的な指示によるものではなく、私的な「銘々商売」を行っていた者に誘われての行為だ、というのである。

ところで、安龍福らはのちに鳥取から長崎に送致され、さらに対馬府中を経由して釜山倭館へ送り届けられる。長崎・対馬府中・釜山倭館の三ヶ所でも事情聴取を受けた安龍福は、渡海が私的な商売目的(鮑・わかめかせぎ)であつたことを一貫して述べる(国立公文書館内閣文庫「竹島記事」元禄六年七月一日、九月四日)。その一方で、竹島(鬱陵島)認知にかかわつては供述に揺れがみえる。長崎では、その島をムルグセムと呼び、「日本之内竹嶋」であることは今回初めて知つたともいう。対馬府中では、竹島(鬱陵島)が日本領か朝鮮領かまるで知らなかつた、今回日本へ渡つて初めて日本領だと知つた(彼嶋之儀、日本之地ニ而御座候も朝鮮之地ニ而御座候も一円存不申候、日本ニ罷渡候而日本之地ニ而御座候由初而承申候)、とする。そして倭館では、今回渡海した島の名は知らない、鬱陵島という島はこれまで知らなかつた、と述べた。

ところで、安龍福らが鳥取藩領へ連れ去られた際に竹島(鬱陵島)に居残っていた朝鮮人漁民らに対し、朝鮮側の審問がなされている。元禄竹島一件交渉で対馬藩側を代表した多田与左衛門に対し、元禄七年二月九日、朝鮮側から以下のような話が伝えられている。

〔史料二〕

…竹嶋江參候者共ハ、慶尚道之内蔚山之者ニ而、乗組九人ニ而御座候、或人ハ日本ニ而被補、残七人ハ無恙致帰国候、依之被補候者之親女房子共方より蔚山之地頭江、誰々九人乗組漁ニ罷出、七人ハ罷帰候へ共我々男親ハ不罷帰候、御詮議被成被下候様ニと妻子共訴状差出候付、則七人之者召寄被逐吟味候へハ、為漁蔚陵島江參候処ニ日本人居合、或人補伯耆国江召連參候（中略）右七人之者巡察使方江召寄詮議被仕候処、最前為申ニ無相違、如何ニも蔚陵島江參候：（「竹嶋記事」一、元禄七年二月一五日綱）

この審問記録からすると、安龍福らと同行していた慶尚道蔚山漁民たちは、自分たちが渡海した島を蔚陵島だとはっきりと認識していたことが明らかである。とすれば、こうした認識は、おそらくは安龍福においても同様であったろう。にもかかわらず、右に見たように、日本での供述は曖昧で動揺していた。

供述の揺れた理由はわからない。しかし、こうした供述すべてを通じて少なくとも次の指摘を導くことは妥当であろう。元禄六年段階での安龍福の発言や態度からは、日本側に対して竹島（蔚陵島）を朝鮮領だと主張する強い意志を読み取ることは不可能だ、ということである。

さて、竹島（蔚陵島）で安龍福らに乗せた船は四月二十七日に米子に到った。事件の概要はただちに鳥取城下へ伝達されて同晦日には江戸藩邸へ向けて飛脚が派遣される一方、安龍福らは五月二十九日まで米子に留められた（鳥取藩政史料「家老日記」元禄六年四月二十八日～五月二十九日、鳥取県立博物館）。五月二十六日、朝鮮人を長崎へ送致すべしとする幕府の指示が鳥取城下に届き、同日と二十九日には鳥取藩国元家老津田将監元長宅で臨時の会合「不時寄合」がもたれている（同前「家

老日記」五月二十六日・二十九日）。

安龍福らは、長崎へ送致する前に鳥取城下へ移送することとされ、五月二十八日、鳥取藩家中に対して以下の禁令が公布された。

〔史料三〕

同日（五月二十八日）

一朝鮮人米子より参候節、見物猥無之様ニと御家中へ相触候趣、如左、今度朝鮮人米子より参候節、又ハ此元発足之節、家来末々見物罷出候とも、猥無之様堅可被申付候、其内女わらんべ見物罷出儀は可為無用、朝鮮人狼藉も可致様子相聞候間、被得其意、組中へも此旨可被申渡候。以上、

五月廿八日

（同前「家老日記」五月二十八日）

今回朝鮮人が米子から鳥取に来る際および鳥取を發つて長崎へ赴く際に、鳥取藩士たちは、それぞれが抱えている家来末々の者も含め、朝鮮人見物に出かける場合には、秩序を乱すようなことがあつてはならない。とくに女子どもは見物に出ではならない。禁令は、朝鮮人移送の道筋に人々が群集することで生じうる不測の事態を避けるために出された交通規制であつた。

六月一日に鳥取城下へ入った安龍福らは、その夜は荒尾大和成倫宅で一泊し、翌二日夜からは町会所へ移された。町会所へ移る前に、国元家老和田式部真信・津田将監元長・池田日向之信の三名が荒尾大和宅へ赴いて安龍福らと会つたという「朝鮮人今晚会所江參、其前式部・将監・日向同道ニ而大和宅ニ而逢申事」（同前「家老日記」六月二日）。六月七日まで鳥取城下の町会所で過ごした安龍福らは、やがて長崎まで陸路を護送され、対馬府中を経て釜山倭館まで送り届けられた。長崎での取調べに際しては、鳥取藩領では「御馳走ニ而罷越候布・木

綿・衣類等も被下」たことを述べ、対馬府中では、鳥取から長崎までの護送に際し、「所々ニ而御馳走被仰付候、膳部一汁七八菜程宛ニ而御座候、兩人共ニ乗物ニ而長崎迄罷通候」と述べている。鳥取藩からは「布・木綿・衣類」を支給され、提供された食事は「一汁七八菜程」であったこと、さらに長崎までの移送は「乗物」でなされたこと、いずれも鳥取藩から厚遇を得たとする言及である。

ところで、この事件にかかわる朝鮮側記録で、事件直後の時期に安龍福に対してなされた事情聴取としては、以下の一点を挙げ得るのみである。

〔史料四〕

承旨兪集一曰、臣頃年奉使東萊也、推問安龍福、以為伯耆州所給銀貨及文書、馬島人劫奪、

〔肅宗実録〕肅宗三十二年（一六九六／元禄九）一〇月丙午

兪集一は、元禄竹島一件交渉の第二次交渉に際して朝鮮政府中央から接慰官として派遣され、元禄七年（一六九四）八月三日に東萊府へ到着した。兪集一は同年一〇月三日に帰京するから、安龍福に対する審問は、その間になされたものである。そしてそこでは「伯耆州（鳥取藩）で与えられた銀貨と文書を対馬藩でことごとく奪い去られてしまった」とする安龍福発言を記録するのみである。

二 元禄九年の事件（狭義の安龍福事件）

元禄九年（一六九六）五月二〇日、安龍福を含む一人乗の船一艘が隠岐国島前の磯辺へ着岸した。当時の隠岐諸島は幕府直轄領であった。現地を直接管掌していた隠岐代官手代中瀬弾右衛門・山本清右衛門は、ただちに実態の把握に努めて詳細な事情聴取の記録（「朝鮮舟

着岸一卷之覚書」）を作成し、石州御用所（幕府代官所）に送付するとともに、鳥取藩に対しても迅速な報告を行っている。

「朝鮮舟着岸一卷之覚書」には、安龍福一行の名前・所持品等を詳細に記録するとともに、五月二〇～二二日の三日間にわたって隠岐島前でなされた対談が記録される。五月二〇日、隠岐代官手代との最初の対談がなされるが、その冒頭で安龍福は八枚からなる「朝鮮八道之図」を提示した。続いて「伯耆国へ行って鳥取伯耆守様に訴えたいことがあつて参りました。風向きが悪かったために隠岐へ立ち寄ることとなりました」と来航理由を述べる。安龍福らは磯辺に繋いだ船中で日々を過ごし、長々とした訴状の下書きもそこで行っていた。清書は代官手代らがあてがった百姓家でなされた。手代らは清書を入手できてはいなかったものの訴状の内容自体は把握できていた。訴状の具体的な内容は記録されていないが、概要が幕府代官所・鳥取藩双方に伝えられたものと思われる（「池内敏二〇〇七」）。

鳥取藩は、事件の発生を幕府に伝えるに際して安龍福が「伯耆国江願之儀有之渡海仕旨申」していることを述べる（鳥取藩政史料「御在府日記」元禄九年六月一三日）。また鳥取藩領青谷にある専念寺で儒者辻晚庵が訴訟内容の把握に努めたところ、「差而竹島訴訟之様にも不相聞」という（同前六月二二日）。六月末、鳥取藩江戸留守居は対馬藩江戸留守居に対し、「朝鮮人安龍福はあれこれと事情にも通じており、だいたい日本語ができるようです。訴訟の件は、対馬藩に関わることのようだと聞いています」と述べている（「竹島記事」）。「対馬藩に関わること」については、元禄六年に安龍福が送還されるにあたって、対馬藩では縛られたりしたというようなことを再三繰り返し述べた（御国元・朝鮮ニ而しはりなどハ不被成候哉、左様之事共申、兎角何角と其元様〔対馬藩―引用者注〕之事を申候）、と補足説明がなされている。

事件は、元禄竹島渡海禁令発令（元禄九年一月二八日）と同令の朝鮮への伝達（同年一〇月一六日）との狭間で生じたものだったから、安龍福の突然の来航には竹島一件交渉そのものとの関わりを疑わせる余地があった。しかし一方で、鳥取藩はこの間の日朝交渉からは一切排除されていたから、交渉の顛末にかかわる情報を持ち合わせていなかった。したがって安龍福の訴訟内容を幕府に伝えるにあたって、そこに何らかの情報操作を必要と判断する素材をもたなかった。したがって、鳥取藩側で把握した訴訟内容こそが、安龍福の意図した訴訟内容にきわめて近いものと考えて良い。端的にいつて、ここでの案件は、竹島（鬱陵島）および松島（竹島／独島）の領土問題とはまったく無関係だということである。

ところで、青谷に到着して以後の動向については、これまで以下のように理解されてきた。

まず第一に、鳥取藩は安龍福一行をさらに東方（つまり鳥取城下近く）の賀露東禅寺に回航させ、のち鳥取城下へ移送して町会所を宿所としてあてがった。ところが、安龍福一行を船中に留め置いて陸に揚げる必要はないとする幕府の指示に接し、鳥取藩は急遽安龍福一行を郊外の湖山池に移送する。そして鳥取藩領からただちに追い返すようにとの幕府命令にしたがい、賀露港から出港させたと。

さて、鳥取城下へ移送してのち湖山池へ再送する間の藩政史料が存在しない。この点について内藤正中は、鳥取城下では安龍福らに対し町会所を宿舎としてあてがう厚遇を与え、この間に安龍福が徳川將軍にあてた訴状を藩重臣に提出した可能性を指摘する。しかしそもそも鳥取城下へ移送したこと自体が幕府方針とは矛盾しており、そのうえさらに藩重臣が安龍福と接触していたことが公になればゆゆしき事態であるから、この間の記録が意図的に削除されたと推測する〔内藤正中二〇〇〇、一〇三〜一〇七頁〕。

第二に、ときの鳥取藩主池田綱清は江戸在府中であつたが、安龍福が訴訟のため鳥取藩へやつてきたことを受けて、「陣頭指揮をとるために急ぎ帰国した」〔内藤正中二〇〇〇、一〇八頁〕。事態の重大性を藩主の行動から読みとるのである。そして事態が重大だったのは、安龍福の提起した訴訟が領土問題にかかわるようなものだったからだとする理解につながっている。

しかしながら、こうした内藤見解はいずれも実証的に成り立たない。まず第一の点についていえば、安龍福らは東禅寺へ回航されてからは暫くそこに留まり、東禅寺から直接に湖山池へ移送されたのである。言い換えれば、安龍福一行は鳥取城下に立ち入っていない、ということである。

元禄九年の安龍福が鳥取城下に移送されて町会所を宿所としたとする根拠は、岡嶋正義の著述（「竹島考」「因府年表」）にあり、これらは事件発生から一二〇年を隔てたのちに編纂された史料である。「竹島考」「因府年表」いずれの記述も大差ないので、ここでは「因府年表」の記述を次に掲げる。

〔史料五〕

廿一日 十一人の異客を鳥府（鳥取城下のこと―引用者注）へ御迎へに相成、伝馬九疋遣さる（御遣）「安同知（安龍福）・李進士兩人は乗輿なりしにや」、戸田市右衛門・岡嶋藤兵衛・牧野市郎右衛門、途路を衛護し、本町の町会所（割注省略）へ御差置に相成り、（以下略）
〔「因府年表」元禄九年六月〕

さて、右史料にあるように、二人は輿に乗り、九人は馬にまたがった朝鮮人の行列が、周囲を護衛の武士にまもられながら行進し、郊外から鳥取城下に向かったとしよう。こうした行列に際しては、〔史料三〕

表1 外国人の鳥取城下入り

	元禄6年(1693) 安龍福・朴於屯	元禄9年(1696) 安龍福ら計11名	明和4年(1767) 朝鮮人漂流民4名	文政2年(1819) 同左12名	天保9年(1838) 同左7名
触A	あり 「控帳」元禄6年5月28日付	なし	あり 「控帳」明和4年10月20日付	あり 『藩法集』2〈鳥取藩〉総体御法度一四三号	あり 「御国日記」天保9年10月16日付
触B	あり 「因府年表」元禄6年5月28日項	なし 「因府年表」該当記事なし	あり 「烏府厳秘録」明和4年10月20日項	あり 「化政厳秘録」文政2年正月24日項	あり 「天保厳秘録」天保9年10月20日項

触A…鳥取入りに際して行列規制等の触が出されたか否かについて、鳥取藩政史料（一次史料）で確認できるもの。

触B…同様に、後世の編纂物で確認できるもの。

に提示したような交通規制が事前になされるのが通例である。表1は、江戸時代の鳥取城下に外国人が通行した（と見なされてきた）すべての事例について、交通規制発令の様子を整理したものである。これによれば、元禄九年の事例を除き、すべて事前に規制の発令されていることが分かる。それは一次史料だけでなく後世に編纂された史料を併せても同様である。

一方、〔史料五〕

には安龍福一行の鳥取城下入りを護衛した鳥取藩士三人の名前が記される。これらのうち岡嶋藤兵衛と牧野市右衛門（市郎右衛門ではない）

は御郡奉行として実在するからここに現れたとしてもおかしくない（鳥取県立博物館「岡嶋正忠家譜」「牧野武英家譜」）。しかし戸田市右衛門は、元禄八年三月から藩主江戸参府に従っており（同前「戸田敬義家譜」）、この六月時点では藩主はまだ江戸在府中であるから、戸田が安龍福の護衛をするなどということはありえない。

外国人の行列に際して交通規制がなされない事態はとも想定できないし、鳥取不在の者が警護を務めることもありえない。安龍福一行の鳥取城下入りなる史実がなかったとする方が自然である。したがって、「鳥取城下へ移送してから湖山池へ再度移送する間の藩政史料が存在しない」のも当然のことである。「城下へ移送した史実が無い」からである。記録に残したのでは幕府に対して憚られる重大な事項があったから記録が削除されたのではなく、そもそも史実が存在しなかったから記録のしようがなかっただけである。

内藤正中は、元禄五年六月から八月初に到る鳥取藩政史料に意図的な書き漏らしがあるかの如く述べるが、それは史料の誤認である。表2は、関連記事を細大漏らさず掲出したものであり、これにしたがえば、安龍福一行が青谷専念寺から賀露東禅寺へ移送されたのち、直接に湖山池へ移送されたことが素直に理解できる。

六月二日、隠岐代官手代からの報告が鳥取城下に伝わり、同四日に安龍福一行が鳥取藩領赤碕に到った段階までの情報、六月五日に鳥取発で江戸へ発信され、同一日に江戸藩邸へ到着する。老中へは即日申上された。一方、六月五日に安龍福一行が青谷専念寺まで到ったのを受けて、家老荒尾志摩宅で臨時の寄合が開かれ、対策が検討された。その検討結果が、おそらく賀露東禅寺への廻送へとつながっている。その検討結果は江戸藩邸へも報告され、江戸に到達したのが六月二二日ころのことである。江戸藩邸はその内容を即日老中に上申しており、上申内容には賀露東禅寺への廻送が含まれている。これに対す

表2 安龍福をめぐる鳥取藩国元と江戸藩邸の連絡

安龍福	鳥取藩国元	江戸藩邸
5月20日 隠岐着岸 (『御右筆日記』6月13日)	6月2日 隠岐代官手代より報告 (安龍福の隠岐到着、事情聴取の内容) が鳥取城下に到着。(『御右筆日記』6月13日)	
6月4日 鳥取藩領赤碕着 6月5日 同、青谷着。	6月5日 江戸藩邸へ向けて注進・飛脚 *安龍福の赤碕着までについて (『御右筆日記』6月13日)	
6月14日 賀露東禅寺へ廻送。	6月12日 荒尾志摩宅にて寄合	6月13日 6月5日の注進、江戸到着 (『御右筆日記』6月13日) *即日、老中へ上申。
	(7月初旬に鳥取着か?)	6月22日 ころ「段々御国より注進」(『御右筆日記』6月22日) *即日、老中へ上申。 *賀露東禅寺への廻送についても6月22日に上申。
7月17日 湖山池・青島へ移送 (「七月十七日、朝鮮人、今日青嶋ニ被遣、以上日記」岡嶋正義『因府歴年大雑集』)	7月12日 荒尾志摩宅にて不時寄合	6月23日 老中から指示～「無用」「船中に」
	7月19日 藩主池田綱清、鳥取帰城。	6月26日 飛脚が国元へ向けて出立 (『御右筆日記』6月26日)
	7月22日 朝鮮人作廻人に和田瀬兵衛を指名。	
8月6日 賀露を出帆。	7月晦日 藩主、御船御召初～賀露へ。	7月24日 老中から、即刻退去の指示。
	8月4日 老中の指示が国元着 (『家老日記』8月6日)	7月25・26日に、飛脚が国元へ向けて出立 (『家老日記』8月6日)

表3

	就国の暇	江戸発駕	鳥取帰城	暇～発駕(日数)	江戸→鳥取(日数)	備考
貞享3年(1686)	4月12日	4月22日	5月11日	11日	20日	
元禄元年(1688)	4月29日	5月12日	5月晦日	14	19	
3年(1690)	4月18日	5月7日	5月26日	20	20	
5年(1692)	4月14日	5月2日	5月21日	19	20	* 1
9年(1696)	4月13日	6月晦日	7月19日	78	20	* 2
11年(1698)	4月14日	4月26日	5月19日	13	24	

* 1 就国の暇と江戸発駕は「御用人日記写」による。

* 2 江戸発駕は「御用人日記」による。

幕閣側の判断が、安龍福一行を上陸させる必要は無く船中に留めておくべきとするものであり、その内容はおそらく七月初旬には鳥取城下へ伝わった。それを受けて、七月二二日にふたたび荒尾志摩宅で臨時の寄合が開かれ、善後策が検討されている。その結論が、安龍福一行を湖山池の青島に繋留する、というものであった。それを受けて、同一七日に安龍福らを東禅寺から湖山池の青島へと移送させたのである。東禅寺は湖山川沿いにあり、川をそのまま遡上すればただちに湖山池であった。移動には何らの障害もなかったはずである。

こうした藩政史料の記載のなかに、東禅寺から鳥取城下へいったん移送され、そこから湖山池へと移し替えられたとする史実を挿入する方がはるかに不自然である。内藤見解は、岡嶋正義「竹島考」「因府年表」に引きずられて藩政史料を読み誤ったものといわねばなるまい。

次に藩主池田綱清が「陣頭指揮をとるために急ぎ帰国した」か否かを検討しよう。表3は、池田綱清が藩

主在任中に江戸から国元へ帰国したすべての事例を掲げ、江戸から鳥取までにかかった帰国日数を比較対照させたものである。これを見る限り、元禄九年の二〇日というのは「急ぎ帰国した」とはいえない。

元禄九年の場合の特徴は、むしろ就国の暇を得てから実際に帰国の途につくまでの期間が七八日と異様に長い点にある。これを、安龍福事件が領土問題に関わるような重大案件を含み込んでいたから帰国を遅らせて江戸で幕閣と折衝にあたっていたためにこうなった、と解釈できるだろうか。答えは否である。綱清は四月一三日に就国の暇を正式に認められたのち、通例であればその後一〇～二〇日(つまり四月末から五月初め)で帰国の途につくはずのところ、老中へ出立の延期を求めている。理由は実母芳春院の病気である(鳥取藩政史料「御右筆日記」元禄九年五月一日^⑤)。

以上を踏まえれば、安龍福が鳥取城下町会所で重要文書を藩重臣に託したなどという事態はまったく想定できないし、鳥取城下で重大事態が生じたために藩主は急ぎ帰国したとの理解も成り立たない。安龍福事件にかかわる国元での対応は、家老荒尾志摩が一切を取り仕切っており、それで十分であった。

八月六日、安龍福一行は賀露港を発って直接帰国の途につき、同二九日、江原道襄陽で江原監司によって捕縛された。次に示すのは、捕縛ののち朝鮮官憲に対してなされた安龍福供述のうち、その英雄伝説と関わった部分である。これまでに日本側史料で明らかにした史実とつきあわせつつ安龍福供述について検討してみよう。

〔史料六〕

東萊人安龍福が母を訪ねて蔚山に至り、僧雷憲らと偶然に出会った。蔚陵島が物産豊かであることを説き、あわせて一名で(d)蔚陵島へ渡航した。すると日本船が多数来泊していたので、安龍

福は「鬱陵島はもともと朝鮮領なのに、どうして日本人が越境してこの地を侵すのか」と一喝した。これに対して日本人は「われわれはもともと松島に住んでおり、たまたま漁のために出てきたまでで、今ちようど帰ろうとしていたところである」と弁明した。これを聞いて(e)安龍福は「松島とはすなわち子山島(子山島)のことではないか。これもまたわが国の土地である。どうしてそんなところに住んでいるのか【松島即子山島、此亦我国地、汝敢住此耶】と述べ、逃げる日本人を追跡し、船を曳いて子山島(子山島)に到った。島では日本人が釜を並べて魚を煮ていたので、安龍福は再び激しく叱責した。(f)日本人がさらに逃走するのを追いかけて、安龍福たちは隠岐島に到った。

隠岐島主が来航した理由を尋ねると、安龍福は、(g)以前こゝへ来たときに「鬱陵・子山等の島を朝鮮領として日本との境界と定める」という関白(徳川将軍)の文書を得た【頃年吾人來此処、以鬱陵・子山等島、定以朝鮮地界、至有関白書契】。それなのにこの国はきちんと決まりが守られない国であつて、今度もまた境界を犯す者がいる。これはどういうことなのか、と述べた。それで(島主が)そのことをすぐに伯耆州へ伝えようと言つたが、しばらく何の音沙汰もなかつた。それで安龍福は憤慨に堪えず、船に乗って伯耆州へ直行した。(h)鳥取藩では「鬱陵子山両島監稅將」と名乗つて来意を通告したところ、人馬を送つて安龍福らを出迎えた。(i)安龍福は青帖裏の官服・黒布の冠・皮靴を身にまとい、輿に乗り、ほかの同行者たちは馬に乗つて鳥取城下へ向かつた。

(j)鳥取藩庁では安龍福は藩主と対座し、他の同行者たちは中階に座つた。藩主から来た理由を問われ、「前に鬱陵・子山両島に関する將軍の文書を得たのは明らかなのに、それを対馬藩主に

奪われてしまった【前日以両島事、受出書契、不啻明白、而对馬島主、奪取書契】。対馬藩では日朝間のあいだでさまざまな偽造と非法が横行している。自分はこうした数々の罪状を將軍に訴えたい【吾將上疏関白、歴陳罪状】と答えた。鳥取藩主はこれを認めないので、李仁成に訴状を書かせて提出しようとしたところ、(k)対馬藩主の父がやつてきて鳥取藩主に以下のように懇願した。こうした訴状が提出されたら、わが子(対馬藩主)は必ずや重罪を得て死ぬこととなるだろう。どうか提出するのを思い留まつてほしい、と【島主之父、來懇伯耆州曰、若此疏、吾子必重得罪死、請勿捧入】。

〔東宗実録〕東宗二年(一六九六)九月二五日条)

傍線(d)については、元禄九年一月に元禄竹島渡海禁令が出されていることを根拠に、日本人の竹島(鬱陵島)渡海がありえないとし、史実ではないとする通説的理解がある。一方、元禄竹島渡海禁令が広く周知された法ではなく、幕閣・対馬藩・鳥取藩江戸藩邸でのみ知られた法令であつて、鳥取藩国元に伝わるのが同年八月一日だという点を捉えて、禁令が地元へ伝わる前だから竹島(鬱陵島)渡海を行う日本人がいてもおかしくないとする金炳烈見解【金炳烈・内藤正中二〇〇六】がある。

大谷・村川船の竹島(鬱陵島)渡航の実態からすると、元禄五年・六年は連年で竹島(鬱陵島)で朝鮮人漁民との競合事件があつて、収獲が無かつた。元禄七年は天候不順のため島に接近できなかった。そして同年末に、鳥取藩は次年度以降の資金援助打ち切りを宣言した。元禄八年春の漁期には、竹島(鬱陵島)に多くの朝鮮人がいるのを見たため引き返している。こうした状況が続くなかで、元禄九年春に多数の日本人が出漁するというのはなかなか想定が難しい。しかも安龍

福供述は、竹島（鬱陵島）で出会った日本人漁民を追いかけて隠岐に到った（f）、とするが、隠岐代官手代らによる記録「朝鮮舟着岸一卷之覚書」には、そうした騒動の陰がまるで存在しない「池内敏二〇〇七」。右史料中の安龍福は、隠岐には偶然に立ち寄ったと再三繰り返し述べるからである。こうした点からすると、（d）（f）には裏付けとなる史実がない。とすると、（e）もまた裏付けを得られない。

（g）は元禄六年のときのことを指すが、元禄六年の安龍福がそうした將軍直書を受け取る機会がない。そもそも元禄六年時点の安龍福に、そうした問題提起をするつもりが無かったことは先に見たとおりであり、この（g）発言が元禄九年段階での創作であることは疑いようのない事実である。また、元禄六年の事件を契機にして、竹島（鬱陵島）への朝鮮人渡航禁止を求める日朝交渉を始めるよう幕府が命じているのだから、そうした状況下で幕府が竹島（鬱陵島）が朝鮮領だと認める文書が発給できようはずもない。

（h）については概ね史実として認めうる。岡嶋正義「竹島考」のなかに「朝齋両島監税将」と墨書された旗の図が記載されているからである。冒頭部分が「鬱陵子山」と「朝齋」で違っているが、「監税将」なる架空の官職を名乗って現れたこと自体は動かない。

（i）（j）については、ありえない。（i）については、「青帖裏の官服・黒布の冠・皮靴」が「朝鮮舟着岸一卷之覚書」では見いだせないこと、事実として鳥取城下入りしていないこと、がその理由である。（j）については、そもそも身分格差が厳然とした前近代社会にあって藩主と安龍福が対座することが想定しがたく、また七月一日に帰国した藩主が八月六日までに安龍福と接点をもつのは不可能だからである。七月晦日に池田綱清は鳥取城下を離れて賀露御茶屋に行く。このとき近隣村の庄屋たちは御茶屋に参上するなか、小（湖）山村庄屋だけは「朝鮮人御用ニ付青屋（島カ）江罷越、不罷出」という（鳥取

藩政史料「御在国日記」同日条）。湖山池に浮かぶ青島に繋留された安龍福一行の世話をしていたから参上できなかったのである。とすれば、このときも安龍福は藩主とまみえることは無かったはずである。

こうして藩主と対座することが不可能であったとしても、藩の重臣とならば会見した可能性があったとする見解もある。藩の重臣を藩主と錯覚した可能性があるというのである。しかしながらこの錯覚の可能性は、安龍福一行が鳥取城下入りして町会所で異客として厚遇を得ていたとする理解が前提となっている。たとえば内藤正中は「城下の町会所に滞在している間は、外交使節としての処遇を受けていたのであるから、接遇を担当した鳥取藩の誰かに関白宛の訴状を提出した可能性は十分にあるといえる」と述べる「内藤正中・金炳烈二〇〇七、二四三頁」。けれども本稿で明らかにしたように鳥取城下入りは史実でない以上、こうした可能性は全くとってありえない。

なお、対馬藩主の父が鳥取藩主のもとへ出向く事態など（k）は常識的に想定しがたく、また当該時期に対馬藩主の父が対馬府中にいたことは対馬藩政史料に明らかだから、この供述内容は史実ではない。ただし、発言内容について異なる角度から再検討の余地がある（後述）。

ところで、元禄竹島渡海禁令は、その文面上では日本人の竹島（鬱陵島）渡海禁止を謳っている。これをうけた朝鮮政府が、当該禁令の受容と安龍福の処分を議論する過程では、安龍福供述で言及された松島Ⅱ于山島については一切不問に付されている。これは、この時期の徳川幕府・朝鮮政府いずれもが、松島（竹島／独島）に対する関心を有していなかったことの証左でもある。（史料六）に見える安龍福供述は、朝鮮人渡航禁止の島（鬱陵島）へ渡航したのみならず、さらに越境して日本に到ったという犯罪行為を、領土を護るための行為であったとすることで弁明を試みたものとするのが素直だろう。日本へ渡航しようとした背景には、元禄六年時に対馬藩から受けた冷遇に対

する不満があり、当時厚遇を与えてくれた鳥取藩に対する解決への期待があったのである。

それにしても、元禄竹島渡海禁令が出されてから朝鮮側へ伝達される前という微妙な時期になされた渡航であるだけに、それが竹島（鬱陵島）をめぐる日朝交渉と何らかの關係がありはしないかとの想像をふくらませたくなるのも無理はない。しかし、史料に基づいて理解する限りでは、渡航目的は対馬藩から受けた冷遇に対する不満を訴えるところにあつたとするほかはなく、そこから翻つて、なぜこの時期に渡航したのかを探らねばなるまい。そうしたときに、〔史料六〕（k）が示唆的である。

現在の対馬藩には、藩主のほかに、他藩の藩主に掛け合うだけの力量をもつ実権を伴った藩主の父がいる。安龍福はこうした事実を知っていたことが（k）から伺い知れる。明暦三年（一六五七）から元禄五年（一六九二）まで対馬藩主だった宗義真は、その子義倫に家督を譲り隠退した。ところが義倫は元禄七年（一六九四）に没したため、その弟義方が家督を受け継いだ。その際、藩主の父義真は義方の後見役となり、とりわけ日朝外交は父が担当することとなった。（k）に見える「藩主の父と藩主」の組み合わせとしては、「宗義真・義倫父子」よりは「宗義真・義方父子」の方ががふさわしい。父は子が死罪となることを恐れている以上、子はまだ健在だからである。そしてこの時点で既に亡くなっている義倫は、かつて安龍福に冷遇を与えたときの対馬藩主である。

ところで、義倫が没して義方が襲封し、義真が後見役となったことが朝鮮側に伝わるのは元禄八年（一六九五）二月から六月にかけての時期である（『辺例集要』巻一、別差倭、国史編纂委員会本、上巻四九〜五〇頁）。安龍福がそうした情報を、東萊府ないしは蔚山周辺の地方官僚から伝え聞いたのは少し遅れた時期だろう。鬱陵島への渡

海時期は朝鮮人にあつても春である。代替わりを知つてのち鬱陵島經由で鳥取藩を目指した場合、どんなに早くても元禄九年春にならざるをえない。安龍福らが蔚山を出港したのは元禄九年三月のことである。

おわりに

本稿での論証にしたがえば、内藤正中による「安龍福の誤解・錯覚」説は成り立たず、内藤説を踏まえた金炳烈説も成り立ちえない。錯覚というレベルを含めても、安龍福供述を裏付ける史実が概ね存在しないことはもはや明らかである。したがって、その供述をもつて安龍福を独島を護った英雄だなどとするのは、客観的な裏づけを欠いた、まことに不適切な評価とせざるをえない。

とすれば、次なる検討課題は、安龍福とは何者なのか、また安龍福を英雄視するのはいつ頃から始まったのか、となる。しかし、これらの検討は、鳥取地域史の範疇を越えるものでもあり、別稿に譲ることとしたい。

【注】

- (1) 近世日本という竹島は朝鮮側のいう鬱陵島のことである。現在日本で竹島と呼び、韓国で独島と呼ぶ島は、近世日本では松島と呼ばれていた。本稿でこれらを区別する際には、竹島（鬱陵島）とか松島（竹島／独島）などと表記することとする。
- (2) 船頭黒兵衛・平兵衛の口述書（『鳥取藩史』六、四六九頁）。なお、〔1〕内は史料引用（または翻刻）、以下同様。
- (3) 『大谷氏旧記』二、東京大学史料編纂所
- (4) 金炳烈は、「安龍福が一六九三年に鳥取藩へ来て、鬱陵島が朝鮮領だと主張したために、大谷・村川両家の渡海が朝鮮領である鬱陵島に対する不

法渡海だということを知ることとなった」可能性があると主張する〔金炳烈・内藤正中二〇〇六、五三頁〕。こうした可能性のありえないことについては〔池内敏二〇〇七〕でも指摘したが、傍線(c)のような内容を含む〔史料一〕が元禄六年(一六九三)に鳥取城下に伝えられている点からしても、金炳烈の想定は全くありえない。なお、〔金炳烈・内藤正中二〇〇六〕の日本語版にあたる〔内藤正中・金炳烈二〇〇七〕に収録された金炳烈論稿では当該部分が削除されている。

(5) 鳥取藩士岡嶋正義は、その著「竹島考」(文政一一年/一八二八)のなかで、「三界之しやくわん」について、「三界」は「釜山海」の聞き誤りであり、「しやくわん」は上官もしくは將軍の聞き誤りであろうと考察する。なお、「竹島考」ではこのときの安龍福供述として「当春三界ノシヤクワシ(割注省略)ヨリ鯨捕テ奉レト下知セラレシカトモ」と記述し、安龍福が公的な指示で渡海したと述べたことになっている。これは〔史料一〕の供述内容とはまるで正反対である。岡嶋がするように記述した理由はわからない。

(6) 荒尾大和成倫は、鳥取藩筆頭家老の家柄(米子荒尾家)を元禄五年六月七日に継いだばかり(鳥取藩政史料「家老日記」元禄五年六月七日)であり、年齢も九歳に過ぎなかった(鳥取藩史一、一八六頁)。そのため米子荒尾分家の荒尾修理成紹の後見を受けており、元禄六年時点で荒尾大和は家老職にはない。また、後見人たる荒尾成紹は、米子にあつて安龍福・朴於屯を迎え、彼らの鳥取移送までの差配を行った人物である。したがって、米子荒尾家の鳥取城下における邸宅(すなわち荒尾大和宅)には、本来の主人が不在であったとすべきだろう。さればこそ、安龍福らがそこで一泊することが可能だったのである。

(7) 内藤正中は「会所に移したその夜に、鳥取藩の重臣四名が集って、アンピンシヤ〔安龍福のこと〕引用者注」に会っている〔内藤正中二〇〇〇、七三頁〕とするが、「重臣三名」の誤りであろう。注(6)で述べたよう

に荒尾大和はこのとき重臣ではなく、また、同席していない可能性が高いからである。

(8) 鳥取藩からの支給物が以下の品目・数量(括弧内)であったことが、対馬藩長崎屋敷における取調記録から分かる〔池内敏二〇〇七〕。布帷子(七七)、湯かた(一一)、風呂敷(二二)、鏡(一面)、唐笠(一本)、布手拭(三三)、煙器(二本)、皮多葉粉入(二二)、布帯(二筋)、木綿布子(一)、布足袋(二足)、かや(二張)。

(9) 隠岐・村上助九郎家文書。〔池内敏二〇〇七〕で全文翻刻を行い、解説を付した。

(10) 本来ならば既に帰国していたはずのところ、実母の快方を待っていたとくに六月に入つて安龍福の鳥取来航に関わる報せが国元から江戸に届いたのだから(同前六月一三日、二三日)、安龍福来航をうけて急に帰国を繰り上げたなどとする理解はそもそも成り立たない。

(11) 安龍福供述のうち、傍証可能なのは、鳥取藩領へ現れた際には「監税將」なる架空の官職を名乗ったという点だけである。安龍福供述のうち史実として検討すべきなのは、安龍福が架空官職の詐称を自白したのはなぜなのか、また朝鮮王朝中央がこうした官職詐称の事実を確認しながら見逃したのはなぜなのか、である。おそらく安龍福は架空官職の詐称を自白しても、それ自体は処罰に値しないと判断したのであろう。とすれば、おそらくそこに、安龍福が何者であるかを解明するひとつのよりどころがあるはずである。

【参考文献】

池内 敏「二〇〇六A」「大君外交と「武威」、名古屋大学出版会

「二〇〇六B」「竹島／独島＝固有の領土」論の陥穽」〔RATIO〕2、

講談社

「二〇〇七」「隠岐・村上家文書と安龍福事件」、鳥取地域史研究」九

- 金炳烈・内藤正中「二〇〇六」『韓日専門家がみた独島』、タダミディア(ソウル)
- 内藤正中「二〇〇〇」『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』、多賀出版
- 「二〇〇五」『隠岐の安龍福』、『北東アジア文化研究』二二
- 内藤正中・金炳烈「二〇〇七」『史的検証 竹島・独島』、岩波書店

鳥取地域史研究

第10号

Z71-C235

(10)

2008



1200800238719



巻頭言	田村達也	1
研究論文		
戦国末～近世初頭の土地売買の特質について		
一鳥取県湯梨浜町の岡本文書の分析を通してみた一	錦織勤	3
安龍福と鳥取藩	池内敏	17
中井太郎の技術普及(1)一太一車と正条植一	大島佐知子	31
史料紹介		
「戦中工場学徒勤労働員日記」(下)	松尾尊兌	59

第10号記念エッセイ～「私と地域史研究」～

安藤文雄／石田敏紀／伊藤康晴／大嶋陽一／岡村吉彦／岸本 寛／来見田博基
坂本敬司／清水太郎／錦織 勤／濱田英一／山寄雅晴／渡邊仁美

二〇〇七年の活動記録	99
鳥取地域史この一年	102
『鳥取地域史研究』(1～9号)掲載の研究論文・研究ノート	106

2008年

鳥取地域史研究会